

<http://www.shingijutu-nigata.jp/>

Made in 新潟 新技術普及・活用制度について

新潟県土木部技術管理課

1. はじめに

「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」は、新潟県内の企業が開発した土木・建築分野の新技術を、県の工事に使用した結果を含めて広く情報公開して新技術の普及と活用を促し、開発企業だけでは難しい販路開拓を支援して県内建設産業の技術力向上と経営健全化を促進することを目的として、平成18年度に創設した制度です（図-1）。

また、この制度は本県建設産業の活性化のた

め、「活力ある持続可能な建設産業（収益性の確保）」を実現するという目標を掲げて新潟県が平成17年度に策定した「新潟県建設産業活性化プラン」の施策の一つに位置付けられています（図-2）。

2. 制度の概要

本制度は、「Made in 新潟 新技術普及制度（以下、「普及制度」という）」と「Made in 新潟 新技術活用制度（以下、「活用制度」という）」の二つの制度で構成されています（図-3）。

(1) 普及制度

県内企業（本社・本店）が開発した新技術を「普及制度」に登録し、インターネットを利用して広く一般に情報提供し、その技術が新潟県のみならず国、市町村等の官公庁や民間企業まで広く普及させていく制度です。

普及制度に登録・情報提供することにより、新技術のPR効果および説明機会の増加等が期待できます。

(2) 活用制度

「普及制度」に登録されている技術を新潟県発注工事で活用して評価を行い、その結果をインターネットを利用して広く一般に情報提供し、他の現場

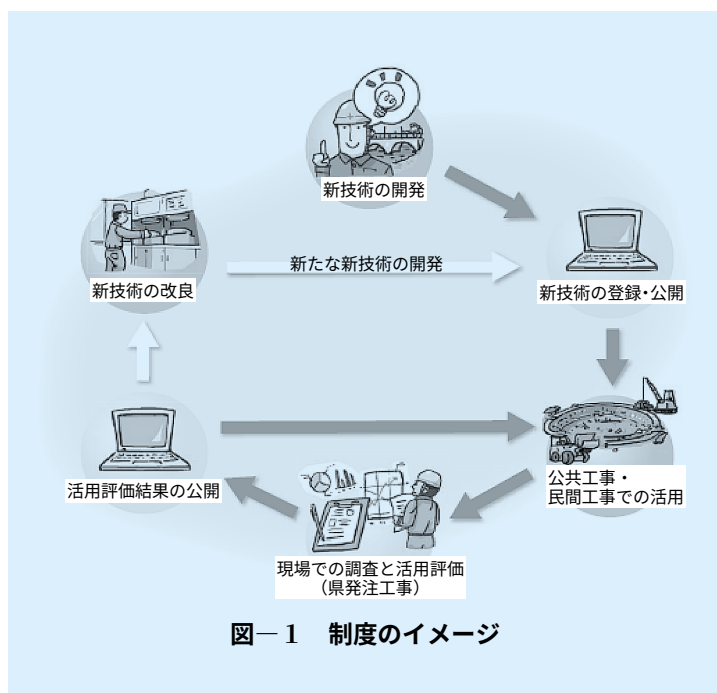
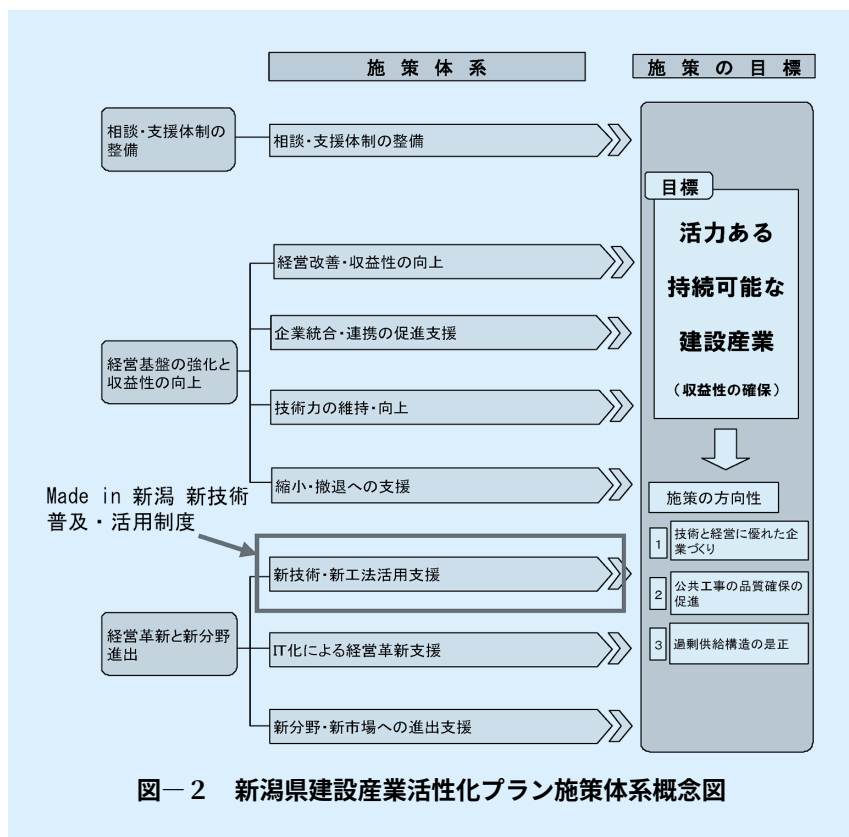


図-1 制度のイメージ



での活用や技術改良を促す制度です。

活用制度で評価・情報提供することにより、活用を検討する際の判断材料の増加および活用機会の増加等が期待できます。

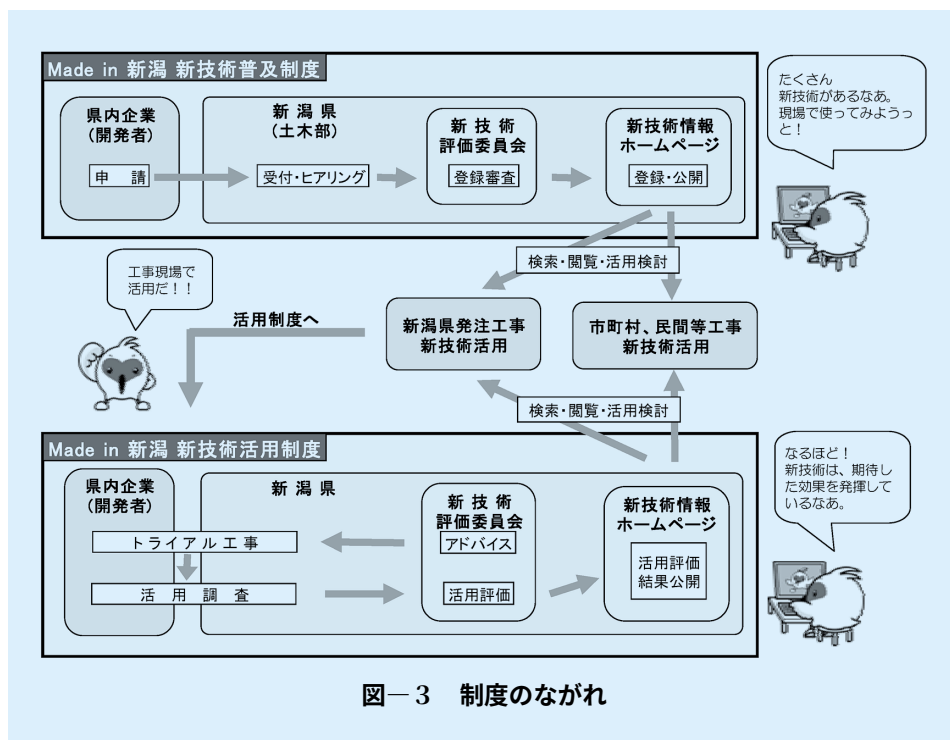
4. 新技術の活用状況

制度創設した平成18年度から平成21年1月末までに、普及制度に登録された技術が全国で3,712

件の工事に活用されています(表一2)。

活用工事件数を県内と県外で比較すると、県内が1,345件、県外が2,367件で、県外での活用が6割以上を占めており、新潟県で開発された新技術が県外へ販路を拡大していることがうかがえます。

特に、全国で5



表－1 Made in 新潟 新技術普及制度登録状況

年度	登録技術数			登録日
	土木分野	建築分野	合計	
平成18	70	8	78	H18.6.20, 11.27
平成19	4	1	5	H19.7.27, H19.8.2
平成20	19	3	22	H20.6.16, H20.8.22
合計	93	12	105	

表－2 Made in 新潟 新技術の発注機関別活用状況（工事件数）

発注機関	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (H21年1月末)	合計	シェア
県土木部	61	147	105	313	8.4%
県他部局	5	12	9	26	0.7%
市町村	150	197	189	536	14.4%
国（県内）	32	49	87	168	4.5%
公的機関（県内）	2	1	3	6	0.2%
県外公共	407	444	394	1245	33.5%
民間（県内）	94	102	100	296	8.0%
民間（県外）	306	379	437	1,122	30.2%
合 計	1,057	1,331	1,324	3,712	

番目に広い県土を有し、急峻な地形等を持つ新潟県特有の膨大なインフラストックを効率的に更新・保全する技術やユニバーサルデザイン化を図る新技術等が受注実績を伸ばしています。

5. 課 題

本制度創設から3年が経ち、新技術開発～普及制度登録～活用評価に至るまでに、次のような課題が出てきています。

（1）活用される新技術数の拡充

普及制度に登録されている全105技術のうち、78技術が1件以上活用されていますが、新潟県発注工事では45技術の活用と全技術数の約40%にとどまっていることから、新潟県発注工事の中で、残る新技術の活用機会を可能な限りつくっていく必要があります。

（2）新技術が活用される工事件数の拡大

3,712件ある全活用工事件数のうち、新潟県発注工事での活用件数は339件と全活用工事件数の約9%であることから、新潟県の公共事業費・発注件数とも減少している中ではありますが、創意

工夫や努力を重ねている企業が開発した新技術の活用機会の増大に努めていく必要があります。

（3）発注者の新技術に対するニーズが掴みにくい

開発企業等にとっては、近年の社会状況の変化によって発注者と自由に意見交換できる機会等が少なくなり、この結果、発注者が求めているニーズの把握に苦慮し、新技術開発に当たっての一定の障害となっていることから、発注者ニーズを情報提供する仕組が望まれています。

（4）普及制度登録の事務量軽減

普及制度への登録は、開発企業による登録申請と新技術評価委員会による審査に時間と労力を要します。

すでに他機関での技術審査等が行われ、公共工事での実績もある新技術について同様の審査を行うことは非効率であるとともに、有用な新技術は早期に情報提供を行って普及を促進すべきです。

（5）設計・積算の事務量軽減

新技術は施工実績が少ないことから標準歩掛がなく、設計・積算に反映するには見積徴収することになりますが、この見積徴収に時間と労力を要しているため、施工実績が多くなってきている技

術の歩掛設定に対する要望が強くなっています。

6. 課題に対する取り組み等

(1) 総合評価方式でのインセンティブ付与

普及制度に登録されている新技術の中には、工事発注時に発注者が指定しなくても請負者の任意で利用できる技術が相当数あることから、民間企業のアイデアによる新技術の活用機会創出を促進するため、平成21年度から、簡易な施工計画や技術提案を求める総合評価方式において、「Made in 新潟 新技術普及制度登録技術の活用」の評価項目を追加しています。

また、このインセンティブを付与することによって、任意で活用できる新技術の開発が促進されることも期待しています。

(2) 新技術普及・活用推進員の設置

職員の新技術を活用する意識を高めるため、地域機関の副部長クラスからなる新技術普及・活用推進員を平成20年9月に設置し、職員の意識啓発や職場内研修を積極的に行っています。

(3) 発注者ニーズの公開

公共土木施設等の発注者・管理者である県の技術職員等は、従来技術が最適でないと気づくことができる「知覚不満層」と言えます。このため、県の技術職員等からニーズの掘り起こしを行い、その内容をホームページで公開することで、開発企業等へ発注者ニーズの情報提供を行う予定です。

公開情報を閲覧し、開発企業が興味を持った内容について、当該ニーズを掘り下げするためのヒアリングを行える機会を設けることも予定しています。

(4) NETISとの連携

開発された新技術の申請を受理した場合、通常は新技術評価委員会による審査が必要となりますが、平成21年度から、NETISに登録済みの新技術で、以下に該当する場合は、新技術評価委員会の審査を経ずに普及制度への登録を可能としました。

た。

- ① NETISの評価情報に登録されているもの
- ② NETISの申請情報に登録され、国土交通省または新潟県の発注した工事で活用実績があるもの

(5) 新技術活用支援施策の拡大を期待

国土交通省の「新技術活用支援施策」により、NETIS登録されている新技術のうち、活用が進んでいる136技術の歩掛等は提供を受けられる状態となっています。

しかし、現在、NETISと普及制度に両方登録されている技術がいくつかあるものの、残念ながらこの136技術には含まれていません。

先般、普及制度への登録に当たりNETISとの連携を図ったところなので、今後は「新技術活用支援施策」による歩掛提供等の支援拡大を期待しています。

7. おわりに

本県の建設業は、全産業従事者の約11%、約13万9,000人が働く県内主要産業の一つですが、建設投資の低迷による市場の大きな構造変化の中で過剰供給構造となっており、きわめて厳しい環境に直面しています。

このような需給のアンバランスの是正に向け、新潟県としては技術と経営に優れた企業が生き残って伸びていける環境整備を進めています。

その環境整備の施策の一つである「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」は、公共投資の直接的なフロー効果のみならず、そのフロー効果の中に創意工夫や努力を重ねている開発企業への投資を行う「新潟県の未来への投資」とも言える制度です。

県内企業が持つ「強み」や、新潟県特有の地理・地形条件等から培った「強み」を活かした新技術が、県内で活用されることで改良・洗練され、さらには全国へも普及していけるよう、今後も積極的に支援していく予定です。